

独立行政法人農林水産消費安全技術センター
契約監視委員会設置運営要領

制 定 平成21年11月30日 21消技第2708号
最終改正 平成28年 2月10日 27消技第3120号

(目的)

第1条 独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）が行う調達の透明性を確保し、また、自律的かつ継続的な調達等の合理化の取組に関する点検を行うため、センターに契約監視委員会（以下「委員会」という。）を設置するものとする。

(組織)

第2条 委員会は、センターの監事及び公正かつ中立の立場で客観的に入札及び契約に関する手続等についての審査を適切に行うことができる学識経験・専門知識を有する者から主務大臣の了解を得て理事長が委嘱する2名以上をもって構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。なお、委員が欠けた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員会に委員長を置き、委員の互選により選任する。
- 4 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。なお、委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる事務を行う。

- 一 競争性のない随意契約及び一者応札・応募となっている契約に関する妥当性、改善方策等について点検を行うこと。
- 二 センターが行う調達等合理化計画の策定・改定及び自己評価についてあらかじめ点検を行うこと。
- 三 公益法人に対する支出について点検を行うこと。
- 四 その他理事長が必要と認めた事項について審議すること。

(委員会の開催)

第4条 委員会は、原則として年1回以上、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、その所掌事務を遂行するにあたり、必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、意見を聞き、または資料の提出を求めることができる。
- 3 委員会は非公開とし、委員の構成と審議の概要は、これを公表する。
- 4 委員会は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、開催することができない。
- 5 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数の時は、委員長が決するものとする。

(理事長への報告)

第5条 委員会の審議結果については、速やかに理事長に報告する。

(対応)

第6条 理事長は、前条で報告を受けた審議結果を踏まえ、調達等の合理化に取り組むこととする。

(事務)

第7条 委員会の庶務は、業務監査室が行うものとする。

附 則 (平成21年11月30日付け21消技第2708号)
この要領は、平成21年11月30日から施行する。

附 則 (平成28年2月10日付け27消技第3120号)
この要領は、平成28年2月10日から施行する。